

**参 加 者 の 有 無 を 確 認 す る 公 募 手 続 き に 係 る
参 加 意 思 確 認 書 の 提 出 を 求 め る 公 示**

令和3年7月6日

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所長 池田 朋広

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、港湾整備における新たな地盤改良材の開発を目的として、セメント系固化材よりも低環境負荷である材料に着目し、配合試験や実験により港湾整備の適用性を検討するものである。

なお、接着及び増粘効果による海底地盤表層の強度増進や巻き上がり抑制効果、セメントなどの既存の固化材との併用による軽量化などの効果が期待されるカゼインについて検討する。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) 新たな地盤改良技術の開発に係る研究実績を有していること。
- 2) カゼインを地盤改良材として活用するにあたって必要なカゼインの特性など基礎的な知見を有していること。
- 3) 自己修復機能を持つ地盤材料の開発に係る研究実績及び自己修復性を評価する能力を有していること。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

港湾整備における新たな地盤改良材の適用に関する研究委託

(2) 業務内容

- ①配合試験による効果の検討
- ②基礎的知見の収集による適用性の検討

(3) 履行期限

令和4年3月18日

3. 業務目的

本業務は、港湾整備における新たな地盤改良材の開発を目的として、セメント系固化材よりも低環境負荷である材料に着目し、配合試験や実験により港湾整備の適用性を検討するものである。

なお、接着及び増粘効果による海底地盤表層の強度増進や巻き上がり抑制効果、セメントなどの既存の固化材との併用による軽量化などの効果が期待されるカゼインについて検討する。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②中国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ①新たな地盤改良技術の開発に係る研究実績を有していること。
- ②カゼインを地盤改良材として活用するにあたって必要なカゼインの特性など基礎的な知見を有していること。
- ③自己修復機能を持つ地盤材料の開発に係る研究実績及び自己修復性を評価する能力を有していること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸3-10-28 庁舎4階
中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所 総務課
電話：(082) 250-1901 e-mail : hirogicho-soumu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年7月6日（火）から令和3年7月26日（月）まで（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年7月26日（月）16時00分（1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) と同じ。
- (3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和3年8月18日（水）16時00分
- (4) 中国地方整備局（港湾空港関係）における令和3・4年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。